

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、映像エディターとして就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックを受診し「適応障害」と診断され、同月〇月〇日から休職し、その後、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「精神病症状を伴わない重症うつ病エピソード」と診断された。請求人によると、平成〇年〇月頃から当時の上司にセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）やパワーハラスメントを受け、平成〇年〇月にはわいせつ行為に遭い、同月、うつ病と診断され、当該上司は、同年〇月〇日に退職したが、平成〇年〇月初旬にパソコンの書類データを整理していたところ、平成〇年当時のデータを見たために体調が悪化し、その後も退職強要等を受け症状が悪化したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人の精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の疾患名と発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月下旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べており、当審査会としても、請求人の症状の経過等から、専門部会の意見は妥当なものと考えるところであり、請求人は同月下旬頃に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) この点、請求人は、①遅くとも平成〇年〇月〇日までに、PTSDを発病し、②発病以降治癒することなく症状が継続していると主張している。

このうち、①平成〇年〇月〇日までにPTSDを発病したとの主張については、E医師は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したと述べ、F医師は、平成〇年〇月上旬に「うつ病」を発病したと述べている。また、同年〇月に請求人がGクリニックを受診した際の傷病名は「適応障害（うつ状態）」とされ、平成〇年〇月から同年〇月までに請求人がH病院を受診した際の傷病名は「うつ病」とそれぞれ記載されている。さらに、I医師は、平成〇年〇月〇日の受診日以前にPTSDの診断基準を満たす時期があった可能性は否定できないとしながらも、受診日時点ではPTSDの診断基準は満たさないとし、PTSDとの診断を否定している。以上のことからすれば、請求人は平成〇年頃には何らかの精神障害を発病していたと認められるものの、その精神障害がPTSDであるとする明らかな根拠を認めることはできず、請求人の上記主張を採用することはできない。

また、②発病以降治癒することなく症状が継続しているとの主張について、I 医師は、平成〇年当時から、うつが軽快した時期があったとしても、寛解の時期があったとは考えにくいと述べている。しかしながら、請求人は、精神障害に関して、平成〇年〇月まではH病院で治療を受けていたものの、それ以降、平成〇年〇月までの間、医療機関を受診していない。この点、請求人は、「医師から仕事は辞めた方が良くと勧められたことをきっかけに、仕事を取り上げられるように感じて、病院に行かなくなりました。」と通院を中断した理由を述べているが、その後、他の医療機関を受診することもなく、請求人は「(平成〇年、〇年は)特に大きな問題はありませんでした。」と述べており、何ら支障もなく業務を継続している。

そうすると、J 医師が「うつ病が持続していたのではなく、治癒していたと考えるのが妥当である。」と述べているように、平成〇年〇月以降、請求人に発病していた精神障害は治癒していたとみるのが妥当であり、請求人の主張を認めることはできない。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日以前にPTSDを発病したとするK病院L 医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書を提出しているところ、同診断書において、L 医師は、「これまでPTSDと診断されなかったのは、PTSD症状を話さなかったためと考える。」としている。しかしながら、請求人は、平成〇年以降複数の医療機関で診療を受けていたものであり、その間、PTSD特有の症状が生じていたのであれば自訴しないことは考え難く、同診断書をもって請求人がPTSDを発病していたと判断することはできない。

したがって、請求人に発病した精神障害の疾患名と発病時期についての請求人の主張は採用できない。

(3) ところで、本件疾病を含む精神障害の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(4) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)の職場における心理的負荷をもたらす出来事として、平成〇年〇月初旬に、平成〇年当時の資料を見つけたことで吐気がこみ上げトイレで動けないなどの症

状が出始めた」と述べている。同出来事は、請求人が業務中に業務用のパソコンのデータを整理している際に平成〇年の書類を見つけてセクハラ等の出来事を思い出したというものであるが、他者からの言動があったわけではなく、単に過去の資料を見つけたという事実をもって大きな心理的負荷となったとは評価し難く、セクハラ等の被害者であったとされる請求人の心情を斟酌しても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「弱」ととどまるものと判断する。

また、請求人の労働時間については、発病前4か月目に月116時間15分の時間外労働が認められるところ、月100時間を超えたのは単月のみで、発病前3か月目には月74時間45分と相当程度減少していることのほか、会社では月4日間まではテレワークによる在宅勤務が認められ、請求人も利用していたものと推認される状況も踏まえると、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「中」であるものと判断する。

以上のことから、評価期間における出来事の心理的負荷の全体評価は、決定書理由に説示のとおり、「強」には至らず「中」程度であると判断する。

(5) したがって、当審査会としても、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。